○市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱

(平成24年6月17日)

市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民ホール管理運営計画の策定に関して専門的及び幅広い見地からの検討を行うため、市 民ホール管理運営計画専門委員会(以下「専門委員会」という。)及び市民ホール管理運営計画 市民委員会(以下「市民委員会」という。)(以下「市民ホール管理運営計画検討委員会」と総 称する。)を設置する。

(専門委員会委員)

- 第2条 専門委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。
 - (1) ホールの施設設計等に関して専門的な知識を有する者
 - (2) ホールの舞台設備等に関して専門的な知識を有する者
 - (3) ホールの管理運営等に関して専門的な知識を有する者
 - (4) 文化政策、アートマネージメント等に関して専門的な知識を有する者
- 2 委員の任期は、選任された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (専門委員会委員長及び副委員長)
- 第3条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(市民委員会委員)

- 第5条 市民委員会の委員は、次のいずれにも該当する者のうちから市長が決定する。
 - (1) 市内に在住、在勤若しくは在学していること又は市内の文化施設を利用したことがあること。
 - (2) 芸術若しくは文化又はホール整備に関して高い意識を持っていること。
- 2 委員の任期は、選任された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げ ない。

(委員以外の者の出席等)

第6条 市民ホール管理運営計画検討委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、その会

議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民ホール管理運営計画検討委員会の庶務は、文化部文化政策課において処理する。

附則

この要綱は、平成24年6月17日から施行する。